

■ 払戻し手続きについて

順序	提出書類	留意点	法令
0 財務局からの報告徴求		<ul style="list-style-type: none"> 発行者は、発行の業務の全部または一部を廃止した場合には、払戻しの手続きの実施予定等について記載した報告書を提出するよう、あらかじめ求められています。 	法第24条 第1項 GLⅢ-2-3(1)
1 発行の業務の廃止を決定	<p>発行者において廃止を決定次第、上記報告徴求により求められている以下の報告書を速やかに提出。</p> <p>▶ ガイドライン様式別紙様式 1 7 「払戻しの手続等に係る報告書」 必要な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 公告案（官報、日刊新聞紙又は電子公告） 掲示物（ポスター等） ホームページ掲載物 その他払戻しの際に参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> 発行の業務の廃止とは、発行（販売）と使用（回収）の双方を取りやめる場合を指します。 利用者への周知期間については、利用者が使用する機会を一定期間確保する観点から、前払式支払手段の未使用残高等を勘案し、法定の払戻し手続きの前段階において、<u>利用終了の周知期間（可能な限り60日程度）を設定してください。</u> 払戻し申出期間については、法令において60日を下らない一定の期間と規定されているため、<u>必ず60日以上（初日不算入）</u>の設定が必要です。この60日間あくまで最低限の期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を十分に確保する観点から、前払式支払手段の未使用残高等を勘案し、<u>可能な限り60日より長い払戻し申出期間（90日程度）を設定してください。</u> 	GLⅢ-2-3(1) II-3-4-1①
2 利用終了及び払戻しの周知	<p>周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社ホームページや加盟店ホームページ等へ掲載。 法令に定められた事項を網羅したポスター等を<u>全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に</u>掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記周知内容は、金融庁ホームページ・日本資金決済業協会ホームページにおいても周知します（発行者にホームページがある場合はリンク設定）。 ※掲載手続きは、当局が行います。 	法第20条 府令第41条 法第33条 府令第53条 GLⅡ-3-4-1①
3 発行の業務の廃止 払戻し申出受付開始 公告	<p>▶ 内閣府令別紙様式第 2 7 号 「発行の業務の廃止等届出書」</p> <p>▶ 内閣府令別紙様式第 1 8 号 「払戻し公告届出書」 必要な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 公告の写し 掲示物（ポスター等） 掲示状況を撮影した写真 自社ホームページ等の掲載画面 	<ul style="list-style-type: none"> 日刊新聞紙による公告については、払戻し手続きの対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する必要があります。 	

<p>4 払戻し終了</p>	<p>▶ 内閣府令別紙様式第19号 「払戻し完了報告書」</p> <p>▶ 内閣府令別紙様式第2号、11号 「変更届出書」※一部廃止の場合は提出。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払戻し手続きが適法に完了した場合、資金決済法上の監督規制からは除外されます。 ・ 払戻し手続きにおける申出期間中に払戻しの申し出がなかった前払式支払手段については、資金決済法上の払戻し手続きからは除外されます。ただし、当該除外は、保有者が前払式支払手段発行者に対して私法上有する債権そのものを消滅させるものではありません。 ・ 一部廃止をした前払式支払手段を発行届出書・登録申請書の第4面から削除する旨の変更届出書を提出してください。 	<p>法第20条 府令第41条 第7項 法第5条 第3項又は 法第11条 第1項</p>
<p>5 ・ 発行保証金 取戻承認申請 ・ 保全（信託） 契約全部解除 届出</p>	<p>発行保証金の取戻しを行う場合、以下の書類を提出。</p> <p>▶ 発行保証金規則様式第1 「発行保証金取戻承認申請書」</p> <p>保全（信託）契約を全部解除する場合、以下の書類を提出。</p> <p>▶ 内閣府令別紙様式第14号、16号 「発行保証金保全(信託)契約全部解除届出書」</p> <p>※一部解除の場合、当該契約書の写しを「前払式支払手段の発行に関する報告書」に添付。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払戻しの完了後、発行保証金の取戻しを行うことができます。 	<p>法第18条 第4号 政令第9条 第2項 府令第33条、 第38条 規則第1条</p>
<p>6 発行保証金 取戻承認</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当局から「発行保証金取戻承認書」の交付を受けた後、「供託物払渡請求書」に承認書を添付し、供託所において発行保証金の取戻しを行ってください。 	

払戻し手続きのイメージ（例）

